

環境影響評価の対象となる事業(環境影響評価条例、環境影響評価法)

事業の種類		第1種事業		第2種事業	
		条例	法	条例	法
1 道路	高速自動車国道	すべて	同 左	—	—
	一般国道等	4車線以上 かつ 長さ 10km以上	同 左	4車線以上 かつ 5km以上 10km未満	4車線以上 かつ 7.5km以上 10km未満
		4車線以上 かつ 長さ 10km以上	—	4車線以上 かつ 5km以上 10km未満	—
	林道	幅員 6.5m以上 かつ 長さ 20km以上	同 左*1	6.5m以上 かつ 10km以上 20km未満	6.5m以上 かつ 15km以上 20km未満*1
2 ダム等	ダム	貯水面積 100ha以上	同 左*4	50ha以上 100ha未満	75ha以上 100ha未満*4
	堰	湛水面積 100ha以上	同 左*4	50ha以上 100ha未満	75ha以上 100ha未満*4
	放水路	改変面積 100ha以上	同 左	50ha以上 100ha未満	75ha以上 100ha未満
3 鉄道、軌道	新幹線鉄道	すべて	同 左	—	—
	普通鉄道	長さ 10km以上	同 左	5km以上 10km未満	7.5km以上 10km未満
	新設軌道	長さ 10km以上	同 左	5km以上 10km未満	7.5km以上 10km未満
4 飛行場		滑走路2,500m以上	同 左	2,500m未満	1,875m以上 2,500m未満
5 発電所	水力発電所	出力 3万kW以上	同 左*4	1.5万kW以上 3万kW未満	2.25万kW以上 3万kW未満*4
	火力発電所	出力 15万kW以上	同 左	7.5万kW以上 15万kW未満	11.25万kW以上 15万kW未満
	地熱発電所	—	出力1万kW以上	—	0.75万kW以上 1万kW未満
	原子力発電所	すべて	同 左	—	—
	風力発電所	出力 1万kW以上	出力5万kW以上	0.5万kW以上 1万kW未満	3.75万kW以上 5万kW未満
	太陽光発電所	面積 100ha以上	出力4万kW以上	面積 50ha以上100ha未満 又は森林伐採区域 20ha以上	3万kW以上 4万kW未満
6 廃棄物処理施設	ごみ焼却施設 又は 産業廃棄物焼却施設	処理能力 200トン/日以上	—	—	—
	し尿処理施設	処理能力 200kL/日以上	—	—	—
	一般廃棄物又は産業 廃棄物の最終処分場	埋立面積 30ha以上	同 左	15ha以上 30ha未満	25ha以上 30ha未満
7 工場又は事業場		燃料使用量15kL/時以上 又は排水量1万m <sup>3</sup> /日以上	—	—	—
8 下水道終末処理場		敷地面積 10ha以上	—	—	—
9 スポーツ又はレクリエーション施設	ゴルフ場等	面積 100ha以上	—	50ha以上 100ha未満	—
	スポーツ施設	面積 100ha以上	—	50ha以上 100ha未満	—
10 水面の埋立て又は干拓		面積 50ha超	同 左	15ha以上 50ha以下	40ha以上 50ha以下
11 土地区画整理事業		面積 100ha以上	同 左	50ha以上 100ha未満	75ha以上 100ha未満
12 住宅団地の造成		面積 100ha以上	同 左*2	50ha以上 100ha未満	75ha以上 100ha未満*2
13 流通業務団地の造成		面積 100ha以上	同 左	50ha以上 100ha未満	75ha以上 100ha未満
14 工業団地の造成		面積 100ha以上	同 左*3	50ha以上 100ha未満	75ha以上 100ha未満*3
15 鉱物又は岩石の採取		面積 100ha以上	—	50ha以上 100ha未満	—
16 複合開発整備事業		9、12、13、14の項に掲げる2以上の事業を併せ実施する事業 (合計面積 100ha以上)	—	9、12、13、14の項に掲げる2以上の事業を併せ実施する事業 (合計面積 50ha以上100ha未満)	—
港湾計画		条例:国際拠点港湾、重要港湾及び地方港湾に係る港湾計画について、埋立て又は掘り込み面積が150ha以上 (法:国際拠点港湾及び重要港湾に係る港湾計画について、埋立て又は掘り込み面積が300ha以上)			

- 注) 1 この表は、山口県環境影響評価条例施行規則別表第1及び環境影響評価法施行令別表第1に掲げる新設等の事業について要約したものであり、改築、変更等の事業は省略している。  
 2 法において、\*1は大規模林道事業、\*2は新住宅市街地開発事業等、\*3は地域振興整備公団事業等について適用されることを示しており、\*4はダム・堰と水力発電所が併設される場合の細区分があることを示す。  
 3 法対象事業又は判定を受ける前の法第2種事業に該当するものは、法の規定に基づき環境影響評価等の手続が行われることとなり、条例の第1種事業及び第2種事業から除かれる。